

## 芦屋市告示第13号

地方自治法第74条第1項の規定による芦屋市立幼稚園における3年保育の実施及び廃園（所）条例の廃止を図るための関係条例の整備に関する条例制定請求を受理したので、地方自治法施行令第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成30年1月22日

芦屋市長 山 中 健



### 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

芦屋市 山内 香幸

芦屋市 佐藤 うめ子

### 2 条例制定請求の要旨

- (1) 芦屋市立幼稚園の保育期間は「芦屋市立幼稚園規則」で1年及び2年とされているが、「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」を改正し「1年、2年及び3年」とするよう請求する。
- (2) 2017年9月26日公布された朝日ヶ丘幼稚園、精道幼稚園、精道保育所の廃園（所）にかかる芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を廃止するよう請求する。

※ 1の条例制定請求代表者の住所については、総務部文書法制課において閲覧することができます。